

○山口市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

平成24年4月1日

山口市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成24年山口市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置しようとする者は、駐車施設設置(変更)届(様式第1号)に別表(ア)の部に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合もまた、同様とする。

(駐車施設の規模)

第3条 条例第8条の規定により定める駐車施設の規模の基準は、次のとおりとする。

(1) 駐車方法別車路幅及び駐車のに供する部分は次表のとおりとし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものであること。

駐車方法		車路幅 (m)	駐車のに供する部分 (m)
(1) 角度 駐車	30° (前進駐車)	3.5以上	2.3以上×5.0以上
	45° (//)	4.0以上	
	60° (//)	4.5以上	
	60° (後退駐車)	4.0以上	
	90° (前進駐車)	9.0以上	
	90° (後退駐車)	5.5以上	
(2) 平行駐車		3.5以上	2.3以上×7.5以上

(2) 前号の規定にかかわらず、次表に掲げる用途に供する部分を有する建築物に附置する駐車施設のうち、少なくとも次表に掲げる場合の区分に応じて定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、その駐車のに供する部分の規模について、角度駐車によるものにおいては、幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上と、平行駐車によるものにおいては、幅3.5メートル以上、奥行7.5メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

用途	区分	数
共同住宅、事務所(保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が	附置義務台数が200以下の場合	附置義務台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

利用する官公署を除く。)、卸売市場、倉庫及び工場を除く特定用途	附置義務台数が200を超える場合	附置義務台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数
---------------------------------	------------------	---

(3) 前2号の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものと市長が認めるものについては適用しない。

(特殊装置)

第4条 前条第3号の規定による特殊な装置を用いる駐車施設を設置する者は、特殊駐車装置認定申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、特殊駐車装置認定書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(特例に関する承認)

第5条 条例第9条の規定による駐車施設の設置をしようとする者は、駐車施設附置場所特例申請書(様式第4号)に別表(イ)の部に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合もまた、同様とする。

2 市長は、前項の申請があった場合において承認の決定をしたときは、駐車施設附置場所特例承認書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第6条 条例第10条の2の規定による廃止の届出は、様式第6号により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第7条 条例第12条第2項に規定する身分証明書は、様式第7号とする。

(措置命令書の様式)

第8条 条例第13条第2項の措置命令書は、様式第8号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(合併前の規則の廃止)

2 次に掲げる規則(以下「合併前の規則」という。)は、廃止する。

(1) 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(昭和49年山口市規則第37号)

(2) 小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(昭和51年小郡町規則第10号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に、合併前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和8年2月5日山口市規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者が附置すべき駐車施設について適用し、施行日の前日までに当該工事に着手した者が附置すべき駐車施設については、なお従前の例による。

別表（第2条、第5条関係）

図面の種類		明示すべき事項
(ア) 駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置
	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び巾員並びに敷地が接する道路の位置及び巾員
	各階平面図	縮尺、方位、間取及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び巾員
	建築物の駐車場断面図	縮尺、車路の部分の高さ、駐車部分の高さ
(イ) 条例第9条の建築物	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに建築物との距離
	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び巾員
	各階平面図	縮尺、方位、間取及び各室の用途

備考

図面の縮尺

- 1 付近見取図 2, 500分の1以上
- 2 建築物の姿図 300分の1以上
- 3 配置図 200分の1以上
- 4 各階平面図 100分の1以上
- 5 建築物の駐車場断面図 100分の1以上